

# 民政化以後のチリにおける民軍関係の展開 (II)

——文民統制・人権侵害糾明問題を中心に——

よし だ ひで ほ  
吉 田 秀 穂

はじめに

- I ラテンアメリカ南部諸国の民政化と民軍関係の展開 (以上, 前号)
- II チリの新政権下での民軍関係の展開 (以下, 本号) おわりに

## II チリの新政権下での民軍関係の展開

### 1. 新政権の最初の1年

16年半ぶりに登場したチリの新生文民政権を律している基本的な政治的枠組は、1989年7月に旧軍事政権と反軍政勢力が、「権威主義的な」1980年憲法を一定程度修正することで合意した「1980年修正憲法体制」である。そこでの大きな特徴のひとつは、軍部・警察の政治過程への一定の介入を認めていることにあり、それゆえ本質的には文民勢力と軍部・警察との「共同統治体制」になっていることにある。したがって、新生文民政権の最大の課題は、この1980年修正憲法体制が保障している軍部・警察の政治参加の権利を排除し、文民統制が確立していた1925年憲法体制に近い体制へ戻すことにある。民政化を民主化へ変えていくことと言ってもよい(注1)。

新政権の諸課題については、本稿の「はじめに」ですでに示唆した。その具体化においては新政権はこの「1980年修正憲法」を遵守し、その諸規定の範囲内で、急がず、無理せずに政策を進めてい

く方針を取った。この新政権の最初の年の政策実現過程は、遅々としたものではあったが、重要な第一歩が記されると同時に、新生民主政権の基礎が確固としたものであることが実証された。

確かに、民軍関係での文民統制問題・人権侵害糾明問題に関する政策をめぐる政府と野党・軍部との論争は沸騰し、政治的テロリズム(1990年3月に起きた元軍事評議会を構成したグスターボ・リー[Gustavo Leigh]退役空将に対する暗殺未遂事件, 91年4月に起きた独立民主連合のハイメ・グスマン[Jaime Guzmán]上院議員の暗殺事件などがその典型例)、銀行襲撃・強盗などの社会的犯罪も多発し、現在大きな政治社会問題化しているが、新政権勢力は団結して対処した。また、軍部・警察、そして議会上院で多数派である旧軍事政権を支えてきた野党の保守勢力も民主主義的ルール<sup>1)</sup>の尊重を優先する姿勢を示し、また限定的とは言え、人権侵害糾明問題でも協力する方針に転換した。すなわち、総じて1988年から89年にかけての軍政から民政への移行時にチリの政治に定着した「対決型」から「話し合い型」への政局運営のあり方、すなわち与党・野党の双方の側での「国民和解」を最優先するコンセンサスが持続したのである。また世論調査でみる国民の新政権に対する支持率も80%以上ときわめて高かった。ここで決定的であったのは、議会上院で少数派という新政権の立場を考慮に入れるとしても、この政治スタイルを慎重とも

言えるほど誠実に踏襲しているエイルウィン大統領の指導力であった<sup>(注2)</sup>。

さて政策の面での特徴は、新政権が次年度（1991年度）以降に後回しにした政治制度・司法改革問題を除けば、さまざまな分野で比較的前進が見られたことである。

まず、経済・社会的には、新政権は旧軍事政権が定着させた開放経済体制を堅持したうえで、マクロ経済諸指標の均衡を崩すことなく、自らの経済政策綱領にしたがって、最低賃金の引き上げ、税制改革、労働諸法の改正、社会支出（教育、住宅、社会保障、その他）の増大（前年比12.2%増）を進め、経済は前年度の10%には及ばなかったが、2%程度の成長を示した。これは基本的には1989年の総選挙の対策として旧軍事政権が過熱させた経済を文民政権が鎮静化させたためである<sup>(注3)</sup>。

また外交的には、1973年のクーデター以来絶えることのなかった国連でのチリに対する人権侵害非難の停止と人権問題の議題そのものからのチリの削除、エイルウィンの大統領就任式への多数の各国首脳の出席、そしてエイルウィン大統領の国連総会での演説（1990年9月28日）などに見られるように、国際社会への復帰が目に見える形で一挙に実現された。その中でも特に米国との関係改善が進展した。すなわち、旧軍事政権の人権侵害を根拠として1976年以来実施されてきた米国による対チリ軍事援助・武器売却の禁止の撤廃、87年以來のチリからの輸入制限の撤廃、76年ワシントンで起きたアジェンデ政権のレテリエル元国防相暗殺事件の被害者遺族に対する国家補償などが決定したのである。

また政治的な側面では、ほぼそのすべてにおいて、エイルウィン政権は1980年修正憲法の諸規定を尊重しつつ、「国民和解」という観点を最優先

し、これを前面に押し出し、かつこの枠内で、当事者諸勢力・層との熱心な話し合いを通じ、解決を進める方針を取った。国民相互の対立をできるだけ避けるよう配慮したのである。最大の課題である文民統制・人権侵害糾明問題は、次項で見るとように、政治犯釈放問題、司法改革問題とも微妙に絡みあっているが、この解決方式の典型例であった。

文民統制・人権侵害糾明問題を見る前に、この方式の比較的小さな政策的処置例を見ておきたい。たとえば、1973年9月11日に死亡したアジェンデ元大統領の葬儀の執り行ないがある（90年9月4日）。アジェンデ元大統領はバルパライソ市の墓地に墓標もなく埋葬されていたが、サンティアゴ市の一般墓地に埋葬しなおされた。この葬儀を執り行なうことによって、エイルウィン政権はクーデター以来弾圧され続けてきたチリ左翼勢力の政治的・社会的復権のシンボルにしたのである。

また、軍政期に慣例化され、国民の対立を助長してきた幾つかの国家的行事なども国民和解の障害になるとして、その見直しが行なわれた。クーデター以後「国歌」に付加された、軍人・兵士を歴史的に国家の支柱であったと賞賛した部分（第2節）の削除、9月11日のクーデター記念日（祝日）の廃止（ただし1990年度のみ）、そしてその9月11日に行なわれていたピノチエー大統領による「年次一般教書演説」の日程を、クーデター以前の1925年憲法体制のもとで慣例であった5月21日に戻したことなどがそれである。さらに、軍政期間中にイデオロギーや政治的立場を理由に職を追われた大学教師に対する謝罪と復職措置、亡命者の帰国促進もこの一環であった。1990年12月までに、亡命者はその1割が帰国したとされている。しかし、亡命期間が10数年と長かったこともあっ

て、これらの帰還亡命者たちの多数はチリ社会での「適応問題」、すなわち生活、就職、住宅、社会保障、子弟の教育などの面で、大きな困難のもとにあることが報告されている(注4)。

しかし、国民和解の観点を押し出したこれらの諸政策の実現は必ずしも容易ではなかった。多くの問題において、新政権とピノチェー将軍・陸軍・保守勢力との間に緊張と確執をもたらした。

すなわち、特に文民統制・人権侵害糾明問題に関する諸措置が実施されていく過程においては、空軍・海軍・警察は相対的に静観の態度を保持したものの、憲法の規定により1997年までピノチェー将軍が司令官であることになっている陸軍と保守勢力の一部が新政権の行き方に激しく反対・抵抗した。1990年9月11日のクーデター記念日には、陸軍と独立民主同盟が記念集会を強行、また陸軍の一将軍はアジェンデ元大統領の葬儀を「遺体の移送」と呼び換え、出席したエイルウィン大統領を「偽善者」と非難した。クーデター時のエイルウィンの立場を想起しての非難であった。

陸軍が抵抗した例は他にもあった。新政権成立直後に、ピノチェー将軍が国防相を軽視した問題、政治犯釈放問題に対する不満表明もそうであった。深刻な事態となったのは、クーデター以後軍部により処刑され行方が分からなくなっていた左翼活動家たちの大量の遺体(秘密墓地)が発見された事件(1990年6月以降)によってであった。このため、1973年9月11日のアジェンデ政権を打倒したクーデターの正当性とピノチェー将軍の責任を問う世論(辞職要求)が湧き上がるとともに、これに陸軍上層部の腐敗・汚職事件の発覚、さらにピノチェー将軍の家族の汚職疑惑なども重なって、軍政16年半の正当性までも問われかねない事態に至ったのである。こうした動きに陸軍が反

発、1990年12月19日には、陸軍による「クーデター準備」に近い騒ぎが発生した。これはピノチェー将軍が国防相にも通知せずに、突然、戦闘のための警戒準備体制を指示し、陸軍全体を動員した事件で、クーデターの噂が飛びかって、新政権は緊急閣僚会議を召集した。陸軍がその力を誇示したのである。

その後、1991年の初頭のエイルウィン＝ピノチェー会談後、新政権と陸軍・保守勢力との間の緊張はいったん緩和されたと思われたが、この対立が頂点に達したのが、91年3月4日に発表された、軍政下での「人権侵害」に関する政府調査報告書(レティッヒ[R. Rettig]報告)であった。この軍部・警察が最も神経をとがらせていた報告書に対し、陸軍だけでなく、それまで静観していた海軍・警察も厳しく批判した。このため大統領は、3月の末、この問題に関する「国家安全保障会議」を召集するに至った。

しかし、本稿執筆時の1991年5月現在の時点で言えることは、この人権侵害糾明問題でも新政権の方針である国民和解の枠内で解決する(軍部の責任は問わない)ことで軍部との合意に達したようであり、新政権と軍部との間には今後大きな緊張はないだろうと予測される。

そして現在大きな政治的社会的問題になっているのは左翼系の「マヌエル・ロドリゲス愛国戦線」などによる政治的テロリズム、そして頻発する社会的犯罪に対する対策問題である(注5)。

## 2. 文民統制問題

チリの文民統制確立のため新政権がめざしている政策課題には以下のようなものがある。(1)民主的に樹立された政権、特に指揮系統における大統領・国防相に対する軍部・警察の服従の徹底。(2)軍部・警察の政治過程への介入権(憲法第90条の

「国家の安全の基本でありかつ共和国の制度的秩序を保障する」という規定、そして3軍と警察の参加を認めている大統領の諮問機関である「国家安全保障会議」がその典型例である)の廃止。(3)軍人・民間人にかかわりなく、国防・テロリズム・その他、治安に関わる刑事犯罪の捜査・逮捕・裁判に関して、通常の司法権ではなく、軍事法廷が管轄する権限などを規定している諸法律(反テロリズム法、武器取り締まり法など)の改廃。(4)戦時軍事法廷の最高裁の管轄からの独立(1980年修正憲法第79条。25年憲法では管轄するとされていた)を規定した条文の削除。(5)議会による国防予算の策定の実施(旧軍事政権は国防予算は前年度の額を下回ってはならないとする法律を制定している)。(6)国軍内部の人事・昇進・退役などを国軍内部の事項として排他的に律している「軍関係法」の修正。(7)軍政期の軍部・軍人による大規模な人権侵害の糾明。ここで文民統制の問題として軍部だけでなく警察も加えているのは、1975年に、警察はそれまでの内務省の管轄から国防省の管轄に移管され(1980年修正憲法第90条に明記)ているからである。新政権はその政策綱領で元の内務省へ戻すべきであるとしている。すなわち、チリの文民統制問題は、ほぼそのすべてが制度上の諸規定の改革に他ならない(注6)。

まず、1990～91年の時期の文民統制を軸とする民軍関係の展開を時系列的に追うと、ピノチェー将軍の国防相に対する服従問題、彼の陸軍司令官の地位の早期退任勲奨問題(以下、辞職問題)、左翼活動家政治犯の赦免問題がその主要なものであった。新政権が、憲法第90条、国家安全保障会議、戦時軍事法廷の扱いは基本的に「運用で」解決できるとして当面はこれらに触れないこととし、その他は「政治制度・司法改革問題」として次年度(1991年3月～92年2月)以降に持ち越す方針を取っ

たからである(注7)。

ピノチェー将軍の国防相に対する服従問題とは、憲法上の規定では陸軍司令官は大統領が任命した国防相の指揮に従うのであるが、当初、ピノチェー将軍は「元大統領」であったことから国防相を忌避し、国防関係の会談では国防相ではなく、大統領との直接会談を要求して譲らなかった事件である。ピノチェー将軍は、大統領による会見のための陸軍司令官に対する「呼び出し」を「招待」と言い換え、大統領主催の宴会などにも副司令官を代理で出席させるなどして抵抗し、大統領との「対等な関係」を要求した。結局これは、大統領が「1980年憲法の規定を尊重するよう」要求、「しかもその憲法はあなたが制定したものだ」と説得することによって事態を収拾し、重要な問題では直接対話することで解決した。

ピノチェー将軍の辞職問題とは、新政権勢力が反軍政勢力であった時代から「民主化にとって障害である」としてその陸軍司令官としての地位の辞職を求めているものである。ピノチェー将軍は憲法上の規定では1997年まで(8年)任期がある。このため大統領をはじめとする新政権勢力は陰に陽にその自発的辞職を求めた。特に1990年6月以降にクーデター時に処刑された旧アジェンデ政権派の遺体が全土で発見されてからは、世論も含めて「辞任せよ」の要求が沸騰したが、ピノチェー将軍は頑張り通した。将軍が「私の部下には指一本触れさせることはない」と述べたように、人権侵害糾明問題のレティッシ報告の結果を見極めるまでは動かない、ということにその根拠があると推測的な報道もなされたことがあった。1990年末に、将軍の子息の陸軍に関わる汚職疑惑問題で議会の聴問があった時にも、子息の他に将軍の出席を求める動きがあったが、将軍の出席は実現

しなかった。12月に陸軍による「クーデター準備騒ぎ」が生じたことはすでに触れたが、その際、陸軍は「新政権は憲法上の規定を無視して將軍の辞任を要求した」ことをこの騒ぎの理由とした。つまりこの騒ぎの背景には、新政権と陸軍の間で、ピノチエー將軍の責任を問わない代わりにその辞職を求めるという取り引きがあったとされた。しかし、新政権は取り引きがあったとする説を否認した<sup>(注8)</sup>。そして、1991年初めのエイルウィン＝ピノチエー会談でこの辞職問題は最終的に立ち消えとなり、以後、將軍の辞任を求める声は消滅した。要するに、新政権成立以来1年経過しても、ピノチエー將軍の陸軍における地位は絶対で、このことにおいて陸軍全体が一枚岩であり、新政権の力では將軍を自発的に辞職させることはできないことが立証されたのである。

左翼活動家政治犯赦免問題について見ると、文民政権が成立した際に、国内には主として1978年恩赦法の施行以後の反軍政テロリズムの容疑などで「マヌエル・ロドリゲス愛国戦線」の活動家ほか数百名の左翼の政治犯が拘留されており、その赦免問題が大きな政治問題となった<sup>(注9)</sup>。反軍政・民主化のために闘った者たちを赦免するのは民主化政権の義務であるとする世論が高まったからである。

1925年憲法体制のもとでは、大統領に恩赦をする権限があり、かつてアジェンデ大統領は就任した際、拘留されていた「革命的左翼運動」(MIR)の政治犯を「理想主義的な青年たちである」として特赦を与えた。手続的には、正当な権限の行使であったが、当時(1970年末)の政治状況のもとで問題化したことがあった。また1973年クーデターの後、逮捕・拘留されていた旧アジェンデ派の政治犯に対し、その釈放を要求する国際世論が高まっ

たことがあったが、ピノチエー將軍は「理想主義的青年たちはいない」と拒否したことがあった。しかし、現行1980年修正憲法第9条は、「いかなる形態のテロリズムも本質的に人権を侵犯する」として重罪を定め、「この犯罪に関しては恩赦および特赦は与えられない。この犯罪により起訴された者には仮釈放は認められない。この犯罪のすべての法的効果は、政治的犯罪ではなく、通常犯罪とみなされる」と規定し、大統領の恩赦権を否定している<sup>(注10)</sup>。このため、これらの政治犯を赦免するには、憲法第9条をはじめ、他の諸法律の改正を行わなければ実現できない仕組みになっていた。

このため新政権は政権発足当初から、軍事法廷で起訴され審理中、裁判中であつたり、実刑判決を受け服役している政治犯の赦免をやりやすくするために、憲法第9条、国家保安法、反テロリズム法、武器取り締まり法、軍事法廷刑事訴訟法などの改正作業・新法案作成の準備にとりかかった。その目的の大筋は、大統領の恩赦・特赦権の復活、テロリズムに対する重罪規定の軽減化(死刑制度の廃止も含む)、民間人の犯罪については軍事法廷ではなく通常の裁判所で再審理すること(裁判所法の改正)などであった。なぜかと言えば、政治犯の犯罪の性格、裁判の進行程度、罪状など各政治犯によってケースがさまざまなので、政治犯を釈放するためにこれを阻止しているさまざまな諸法律を「一括して」改正する必要があったからである。すなわち、民間人の犯罪の捜査・裁判を管轄しているのが、軍人の犯罪を捜査・裁判するはずの軍事法廷であることにそもそもの無理があるわけなので、諸法律を改正してその捜査・裁判権を軍事法廷から通常の裁判所の管轄に移管することが必要なのであった。

これらの諸法律の一括改正法案は、新政権のクンプリード法相の指揮のもとに煮詰められたため「クンプリード諸法律」(Leyes Cumplido)と呼ばれることになった。この諸法律の議会での審理の過程で、先に示唆したような、さまざまな事件が起きた。そのため、新政権勢力の中からもこれらの諸法律の改正・制定に異議が出されたりして、紛糾し、当初の計画どおりには運ばなかった。ようやく1991年2月に反テロリズム法、武器取り締まり法、軍事法廷刑事訴訟法などの改正が順次成立した(死刑制度の廃止そのものは、議会で意見が分かれ、実現しなかった)。そして右派政党のひとつ「独立民主同盟」(右派政党には2つあってもうひとつが「国民革新」)を除く全政党の賛成で、1991年3月23日の合同議会における憲法第9条の改正、すなわち大統領の恩赦・特赦権の復活<sup>(注11)</sup>を最後として、すべての改正作業は完了した。

そしてこれらの「クンプリード諸法律」により1991年3月9日に武器取り締まり法違反で9年間拘置されていた革命的左翼運動の活動家が釈放されて大学に復帰したのを最初のケースとして<sup>(注12)</sup>、政治犯の釈放の前途に道が開かれ始めた。また軍事法廷は1991年3月半ばまでに1000件以上の訴訟・裁判を通常の裁判所に移管し<sup>(注13)</sup>、89年9月初めに起きたピノチエー将軍に対する過激派による暗殺未遂襲撃事件の幫助容疑で拘留されていた容疑者のうち5名が釈放された。5月9日に大統領は憲法第9条改正以後初めて11名の政治犯に特赦を与えた<sup>(注14)</sup>。

### 3. 人権侵害糾明問題

軍政期の人権侵害糾明問題は、国民和解のために避けては通れない問題であった。新政権が1989年7月に発表した政策綱領で、その解決を公約した問題であった。彼らはこのなかで、1978年恩赦

法の廃止、人権侵害事件の糾明、軍事法廷ではなく通常の裁判所での裁判、制度としての軍部・警察ではなく、犯罪を犯した個々の軍人・警察官・情報機関員など個々の責任者の処罰、犠牲者の家族・遺族に対する補償などを行なうとしている。

しかし、結論を先に言えば、新政権は、政権成立後にこの政策綱領に変更を加えた。人権侵害を行なった者を国家・公務員、そして民間人グループの双方を含むものと広義に解釈しなおしたうえで、人権侵害行為のすべてではなく、「犠牲者が死亡するに至った深刻・重大な」人権侵害に限って真相を明らかにすること(不当逮捕、拷問、虐待などは含まない)、被害者の名前は明らかにするが、人権侵害実行者の名前は明らかにしないことなどを決定した。すなわち、新政権は、軍部・保守勢力の反発・抵抗を避けるために、民間人のテロリズムも人権侵害の犯罪に加えるという新方針を採用したのである。法的には原理的に無理であることを承知で、現実的に処理することとしたのである。そして、問題の解決にあたっては、国民和解の立場から、1978年恩赦法の廃止ということも断念した<sup>(注15)</sup>。しかし恩赦法は事件の捜査・裁判自体は禁じていないとして、通常の裁判所で捜査・審理を行ない、責任者の刑事責任が明らかになった段階で恩赦を行なうこととした。さらに犠牲者の家族・遺族に補償金を支払いまたその他の補償も行ない、いわゆる「失踪者」については「死亡宣告」をまず行なって、その家族・遺族に補償を行なうという、方法を選んだ。この「補償を行なう」という点が、他の南部諸国の解決の仕方と異なっている(また、この人権侵害を防ぎえなかったことを最大の理由として、司法改革を行なう、という点も異なっているが、これは現在進行中であるので扱わない)。

すなわち、新政権は、ウルグアイで軍政期における軍人による人権侵害の法的責任を問わないことが国民投票で最終的に決着したことが明らかになってから約10日後にあたる、1990年4月26日に、高名なレティッシ弁護士を委員長とし、キリスト教民主党の元副総裁・法相で軍政下の1978年に「チリ人権委員会」を創設して人権擁護のために闘ってきたカスティージョ (Jaime Castillo) 弁護士ら計8名から成る「人権侵害調査委員会」(正式名は「真実・和解委員会」)を政令(335号)で設置し、軍政が開始された1973年9月11日から終了した90年3月11日までの期間の人権侵害の実態調査に乗り出した<sup>(注16)</sup>。この過程で委員会は、人権擁護諸団体、カトリック教会、諸政党、軍部・警察の協力を求めてその支持を得るとともに<sup>(注17)</sup>、犠牲者の遺族・家族と面会し、さらに外国へも委員を派遣して調査に当たった。

これに対して、陸軍が強く反対したが<sup>(注18)</sup>、先に見たように、6月以降にチリ全土からクーデター以来虐殺された左翼系の人たちの遺体が続々と発見されたために、旧軍政派と新政権派との間でクーデターの是非、正当性、人権侵害の事実などをめぐって大論争が起き、委員会の調査・活動は一躍国民の多大な関心を集めることになった。

この大論争で、旧軍政派はキリスト教民主党のフレイ (E.Frei) 政権期 (1964~70年) の特に農地改革以来の、そしてアジェンデ政権期 (70~73年) の農地・企業などの接収など私的所有制度に対する違法行為、過激派のテロなどを取り上げて、これらも立派な「人権侵害」であったと、批判・攻撃した。さらにクーデターは国民の大多数の要請に応じて軍部と警察が自由と正義・秩序を回復するために行なった正当な政治介入であると同時に、クーデターとされているものはクーデターで

なく戦争であったとした。そしてその後の軍事政権による弾圧・人権侵害とされているものは、過激派の破壊活動から祖国を守った当然の活動であり、もし人権侵害を言うのであれば、1960年代の半ばからの「人権侵害」も、そしてテロリストたちによる人権侵害も問うべきであると主張した。

これに対して新政権派は、クーデター以前と以後とでは人権侵害の規模と性格が違い、たとえばクーデター以後の情勢が戦争であったとしても、ジュネーブ条約などの国際条約が規定しているように、戦時下でも人権は守られるべきであり、かつ戦争犯罪に時効はない、と応酬し、議論は平行線をたどった。

議論は、どちらかといえば、新政権派に有利に展開し、新政権の方針には含まれていない、制度としての軍部・警察、そしてピノチエー將軍他、軍事評議会を構成した首脳陣の責任を問うべきであるとする世論が高まった。

しかし、委員会報告の提出をまじかに控えた1990年12月に陸軍の「クーデター準備的行動」が起きた。陸軍が態度を硬化させたことが分かる、それとの対立を避けるため、新政権側からのイニシアティブで、旧軍政派と新政権派との間の深刻な論議・決定的対立という事態はやや緩和された。1991年初めのエイルウィン=ピノチエー会談を経て、事態の収拾へ向けての動きが活発となり、1月末までには与党、野党の諸政党は一致して新政権の人権侵害問題に対する現実的な処理方針を「チリの平和のために」尊重し、協力するという「根回し」的妥協が成立するに至った<sup>(注19)</sup>。

こうしたなかで、委員会は、約9カ月後の1991年2月初めに6巻から成る報告書を大統領に提出した<sup>(注20)</sup>。大統領は約1カ月かけてこの大部の報告を読了(チリでは2月は夏季バカンス)、軍部・警

察・諸政党などこの件につき接触した。その後、カレンダーの上では新年度の開始日である3月4日の夜に、大統領は、ラジオ・テレビを通じてその内容を要約し、犠牲者に対してチリ政府の名で謝罪するとともに、人権侵害の糾明・裁判の開始を最高裁に要請し、かつ9項目の経済的・道義的補償案を提示した<sup>(注21)</sup>。

この報告の重要な部分を要約すると、委員会は、まずアジェンデ政権の崩壊、軍事政権の成立、その大規模な人権侵害が生じた歴史的背景を説くことから始めている。それは、世界的な東西冷戦下において1950年代以来、キューバ革命の影響などチリの国民をイデオロギー的に分極化させてきた政治的諸要因が大きかったことを歴史的に叙述している。特にアジェンデ政権のもとでは非和解的な対立の激化とこれに関する与党・野党の責任を指摘し列挙して、遂にはクーデターという形で軍部・警察が政治介入するに至ったと述べ、これについてはチリのすべての階層に責任があるとする形で総括した。

そして、そのクーデターの際の戦闘行為自体は2日間で終結し、かつ数日間のうちに軍部・警察はチリ全土を軍事的・政治的に完全に掌握した、とした。この時の戦闘の主戦場は大統領官邸・その周辺のサンティアゴ市中心部で、軍事政権派の犠牲者の大部分はこの時生じ、それは陸軍兵士と警察官であった。打倒されたアジェンデ政権の要人や活動家たちで軍事政権から出頭命令を受けた人たちの大部分は自発的に出頭した。この人たちが収容された場所のひとつである国立競技場だけで、拘留者数は、1973年9月22日には7000名を数え、そのうち200～300名は外国人であった。そして報告書は、委員会を創設した政令の趣旨に沿い、先に見たように、法的に無理があるのを承知

で、人権侵害の概念を広く取り、その後の軍事政権派と民間人双方による人権侵害の実態をまとめている。報告書によると、軍人・警察官・秘密情報機関による旧アジェンデ派に対する人権侵害が圧倒的であるとし、(1)軍事政権による大規模な逮捕、戦闘、逮捕者の大量処刑、そして最初の「失踪者」が生じた1973年9～12月の時期、(2)秘密警察DINAが創設され、この情報組織が政治的に危険な分子と判断した組織・人物群を組織的・計画的に誘拐・逮捕・拷問・殲滅し、大規模に「失踪者」が発生した74～77年8月の時期、(3)秘密警察DINAがCNIに編成替えされ、弾圧の規模はやや緩和されたものの、無数の暴力行為が生じ、武装した反政府グループ・テロリストたちによる攻撃とこれらに対する情報組織の対応、そして反軍政抗議行動に対する弾圧で市民の犠牲者が増大した時期の77年9月～90年3月、の3時期に分けて、人権侵害のケースを詳述している。

委員会に対する人権侵害の訴えは、全部で約3500件あったが、委員会が重大・深刻な人権侵害と認めたのは2279件であった。その数字の主たる内容は第2、3、4表にあるとおりである。すべて死亡に至ったケースのみであり、その他の人権侵害行為は、重大・深刻なケースにあたらないとして、含まれていない。このうち、第2表からは、国家(軍事政権)による人権侵害の規模がいかに大きかったかが分かる(この中の、人権侵害の原因のうち「政治的暴力」の意味内容はやや不明である)。また「失踪者」957名は現在に至るまで一貫して「失踪者」のままである。第3表からは、左翼勢力の犠牲者の中では、圧倒的に社会党・革命的左翼運動・共産党の黨員たちが多いことが分かる。また所属政党・運動不明が1048名ときわめて多く、この人たちがどういう人たちであったかは分からな

い。他方、第4表に窺われるように、クーデターの際の戦闘によるものも含めて軍人・情報機関員の犠牲者は132名とある。

委員会は、この人権侵害を防ぐことができなかった大きな理由として、マスコミが公式の発表のみを報道してきたことなど幾つかの諸要因をあげている。その中でも、特に司法権力が人権侵害に沈黙してきたことが最も大きいとして、司法機構自体の重要な欠陥と裁判官たちの人権尊重の義務遂行上の怠慢を指摘している。その具体的なひとつの例として、1973年から88年までに8700件の人身保護を求める提訴があったにもかかわらず、救済措置が講じられたのはわずか10件前後でしかなかったことを明らかにしている。そして、「1978年恩赦法」は人権侵害の罪は赦免していても、事件の捜査・裁判までは禁止していないとして、最高裁に通常の裁判所が事件の審理を行なうように指示すべきであると勧告した<sup>(注22)</sup>。

そして委員会は、犠牲者の名誉の復権、記念碑の建立と人権擁護の日の創設、「失踪者」の捜索の続行、証拠に足るとされる要因が存在する場合の「失踪者」に対する「死亡宣告」の法的手続化(これを行わないと家族・遺族は年金・保険などさまざまな社会補償が受けられない)、遺族・家族への経済的補償(見舞い金、住居、教育、子弟の徴兵の免除等)の補償案を提案し(これらは議会の審議マターとなる)、さらにこうした大規模な人権侵害が再び発生することがないように、政治・社会・教育などの場での人権尊重の徹底、司法機構の改革、軍部・警察が内部でいまだ保持しているいわゆる「国家安全保障ドクトリン」の見直しと、国防・治安政策と人権尊重の両立へ向けての努力の要請、人権擁護センターの創設などを行なうよう「国民和解」の名において勧告した<sup>(注23)</sup>。

第2表 人権侵害による死者数

原 因	犠牲者数(人)
政治的暴力	164
国家による人権侵害	2,115
軍 事 法 廷	59
抗議行動に対する弾圧	93
逃亡罪で射殺	101
処刑・拷問の結果	815
失 踪 者	957
民間人による侵害	90
不 明	64
計	2,279

(出所) *El Mercurio*, 1991年3月5日。

(注) 期間は1973年9月11日～90年3月11日。

第3表 政党派別内訳

政 党 名	犠牲者数(人)
社 会 党	405
革命的左翼運動	384
共 産 党	353
統一人民行動運動	24
マヌエル・ロドリゲス愛国戦線	19
急 進 党	15
キリスト教民主党	7
キリスト教左翼	5
国 民 党	4
そ の 他	15
不 明	1,048
計	2,279

(出所) 第2表と同じ。

第4表 職業別内訳

職 業	犠牲者数(人)
専 門 職	207
官吏・支配人	45
サラリーマン	305
労働者・農民	686
専門的労働者	314
学 生	324
軍人・情報機関員	132
そ の 他	226
不 明	40
計	2,279

(出所) 第2表と同じ。

この報告の最大の意義は、クーデター以来の大規模な人権侵害の実態について初めて公式に発表されたことにあった。しかし、チリにおける人権侵害の全容が明らかにされたわけではなく、依然として明らかにされていない部分が相当ある。この報告に対し、大統領をはじめ多くの識者が、「その残虐性に衝撃を受けた」という談話を発表した<sup>(注24)</sup>。そして、この報告の公表と同時に全政党が政府の補償案に対して賛同する旨を明らかにした<sup>(注25)</sup>。しかし、「人権侵害の真相を明らかにし、責任者は裁判にふさされるべきである」と主張し続けてきた犠牲者家族・遺族を中心とする人権擁護諸団体は、この報告の中の、人権侵害行為者を明らかにしないということ、「失踪者」を捜索せずに「死亡宣告」だけして事足れりとする扱いや、人権侵害の裁判なしに補償を行なうようなやり方、さらにその補償額の不十分性などに反対の意を表明した<sup>(注26)</sup>。また旧軍事政権派は、報告書は、クーデターに至った過程におけるアジェンデ人民連合政権の責任や、軍政下でのテロリズムに対する認識が不十分であると批判した。しかし、政府は3月26日に緊急案の形で補償法案を議会に送付した<sup>(注27)</sup>。

当の軍部・警察は、この報告の公表後も「内容を検討している」として沈黙を守っていた。しかしまず空軍（マッテイ [F. Matthei] 空将）が3月8日に、次いで警察（スタンゲ [R. Stange] 長官）が3月22日に、内容に不満は残るが政府補償案には同意すると発表した<sup>(注28)</sup>。3月27日に至って、陸軍（ピノチェー將軍）・海軍（ブッシュ [M. Busch] 提督）がレティッヒ報告は歴史的にも法的にも根拠を持たないとして、クーデターの正当性と国内平和と秩序を維持してきた軍部の偉業を認めるよう要求する声明書を発表し、しかし大統領の国民和

解の熱意は評価するとした<sup>(注29)</sup>。そして同日、大統領がこの件についての「国家安全保障会議」を召集し、政府と軍部・警察の間で意見の交換が行なわれ、3軍と警察はそれまで公表した見解を繰り返したとされる<sup>(注30)</sup>。軍部・警察の声明書はいずれも「これが制度としての最終的な見解 (respuesta definitiva) である」と述べている。これは軍部・警察は人権侵害糾明問題に関し、今後は発言しない、ということの意味するものであり、政府は、これを受けて、「人権侵害に関する論議は終わった」とする談話を発表した<sup>(注31)</sup>。

カトリック教会も政府案を支持し、3月31日に復活祭のミサの中でオビエド (C. Oviedo) 大司教は「チリ国民は対決ではなく理解する資質 (vocación) を有しており、新しい民主的な対話方式を見出すうえで協力し合った民間人と軍人・警察官に感謝する」旨述べた<sup>(注32)</sup>。さらにレティッヒ委員会と人権侵害事件の裁判のあり方全体の見直しを要請された最高裁は、当初これを司法の独立を脅かすものと反対していたが、4月3日に、人権侵害事件の糾明に努力していく旨の声明を発表した<sup>(注33)</sup>。そして4月8日、新政権は、司法改革法案を議会に送った<sup>(注34)</sup>。要するに、人権侵害糾明問題は、大論争の果てに、方針を変更した政府案どおり「1978年恩赦法」を前提として議会（補償案）と司法権力（事件の審理）に委ねられることになったのである。

こうして人権侵害糾明問題は今後に大きな課題と問題点を残しながらもその最も困難な難関を越えたのであった<sup>(注35)</sup>。

（注1）吉田秀穂「チリの民主化問題と新政権の課題」（『アジア経済』第31巻第11号 1990年11月）。

（注2）Valenzuela, Arturo; Pamela Constable, "Democracy in Chile," *Current History*, 第90巻第

553号, 1991年2月。

(注3) 浜口伸明・山岡佳奈子(抄訳)「1990年 ECLAC ラテンアメリカ経済速報」(『ラテンアメリカ・レポート』第8巻第1号 1991年3月)。

(注4) “Director de Oficina de Retorno: sólo ha regresado el 10% del total de ex-exiliados,” *El Mercurio*, 1990年3月15日。この報道によると, 全亡命者数は少なくとも18万人と推測されているが, これまで帰国したのはそのうちわずか約2万人であるという。

なお, その記録や映画で, 日本でも話題となった映画監督のミゲル・リティン(Miguel L. Littin)もすでに帰国して活動している。またかつてアジェンデ政権末期にチリ大学社会経済研究所で本稿の筆者が加わっていた「農業研究会」の主宰であり, クーデター後に亡命を余儀なくされ, 軍政下では聖職者としては最後まで帰国を許されなかったゴンサーロ・アロージョ(Gonzalo Arroyo)教授(ジェスイット派神父)も帰国し, チリのカトリック教会系の雑誌『証言』(*Mensaje*)の編集次長として活躍している。クーデター時のアロージョ教授と筆者との経緯について, 吉田秀穂「チリ軍事政権の『国家の再建』について」(『アジア経済』第18巻第10号 1977年10月)の〔付記〕に記したことがあるので, 事後報告の形ではあるが, あえて記しておく。

(注5) “Revela encuesta del CERC: la delincuencia y el terrorismo amenazan a la democracia,” 同上紙, 1991年3月26日。

(注6) 詳しくは, 吉田秀穂「チリの民主化問題と……」を参照のこと。

(注7) この中には現在の大統領制を議院内閣制に改めようとする動きも入っている。

(注8) “Toda la verdad del acuartelamiento,” *La Epoca*, 1990年12月21日/“El día del ejercicio,” *Revista Analisis*, 第363号, 1990年12月24—30日。

(注9) チリの政治犯の正確な実数は判然としない。カトリック系の社会援助団体によれば, 1989年12月31日の段階で, 430名おり, そのうち33名が女性となっている。*El Dia*, 1990年2月4日。

(注10) 大阪経済法科大学比較憲法研究会訳『チリ共和国憲法 1980年』大阪経済法科大学比較法学研究所 1987年。

(注11) “Por ley 18,314: reforma al artículo 9 beneficiará a 92 presos,” *El Mercurio*, 1991年3月

19日/“Por 131 votos contra 23: Congreso aprobó reforma constitucional,” *El Mercurio*, 1991年3月24日。

(注12) “Libre bajo fianza primer beneficiado con Leyes Cumplido,” 同上紙, 1991年3月10日。

(注13) “C. Marcial traspasó más de mil causas a Justicia Civil,” 同上紙, 1991年3月19日。

(注14) “Gobierno indultó a once reos por actos subversivos,” 同上紙, 1991年5月10日。またエイルウィン大統領が5月21日に行なった「年次一般教書」によれば, 「クンプリード諸法律」で釈放・減刑を受けた者以外に, 大統領が特赦を与えた政治犯の数は実刑判決を受けた者, すなわち刑が確定していた者たちだけで, それも死傷事件の受刑者は含まれておらず, また当然のことではあるが, 係争中の政治犯も含まれていない, としている。“Texto del mensaje del Presidente Aylwin,” 同上紙, 1991年5月22日。

(注15) “Radicales: no se podrá derogar ley de amnistia,” 同上紙, 1991年2月27日。

(注16) カステージョ弁護士, および「チリ人権委員会」の人権擁護活動については, 人権擁護活動を行なったために1976年に軍事政権からカステージョ弁護士とともに国外追放処分を受けた経緯を扱ったベラスコ弁護士(Eugenio Velasco)著の *Expulsión* (サンディアゴ, Copygraph, 1986年) が詳しい。

(注17) “Carabineros colaborará con la Comisión Rettig,” *El Mercurio*, 1991年5月31日/“Fach comprometió apoyo a labor de Comisión Rettig,” 同上紙, 1991年6月6日/“Para presentar a Comisión Rettig: el Ejército confecciona un listado de sus mártires,” 同上紙, 1991年7月7日。

(注18) “Cmdcia en jefe: objeciones del Ejército a Comisión Rettig,” 同上紙, 1990年5月26日。その根拠として, 委員会の報告が持つと思われる(悪意ある)宣伝, 調査の客観性の欠如, 裁判の公正性・恩赦への(結果的)介入, 復讐の扇動といったことへの危惧をあげた。

(注19) “Ante Informe Rettig: partidos políticos firmaron documento por reconciliación,” 同上紙, 1991年2月9日/“Partidos políticos expresaron confianza en Informe Rettig,” 同上紙, 1991年2月10日。

(注20) “Sobre derechos humanos: Aylwin recibió Informe de la Comisión Rettig,” 同上紙, 1991年

2月9日。

(注21) 時間の制約上、本稿の筆者は委員会報告の原文を参照する余裕がなかった。以下は、これを紹介した *El Mercurio*, 1991年3月5日の記事に主として依拠している。

(注22) レティッヒ委員会はその調査活動期間中に裁判所に1500件の人権侵害事件を告発したという。同上誌 1991年2月9日。

(注23) 後に、記念碑は建立されることが決定され、人権擁護の日は1948年12月10日に国連で「世界人権宣言」が採択された日にちなんで、12月10日とされることが決定された。

(注24) “Informe Rettig: me impresionaron la magnitud, la sistemacidad y la crueldad,” *El Mercurio*, 1991年3月10日。

(注25) “Luego de entregarse el Informe Rettig: unánime apoyo de partidos a medidas de reparación,” 同上紙, 1991年3月5日。

(注26) “Para compensaciones: agurupación de familiares rechaza ley de gobierno,” 同上紙, 1991年3月26日 / “Familiares de ejecutados políticos: medidas de reparación son insuficientes,” 同上紙, 1991年3月29日。またチリ共産党は新政権の行き方に反対で、ルイス・コルバラン元書記長は「許すことも忘れることもしない」としている。“Luis Corvalán, Comité Central del Partido Comunista: sin perdón ni olvido,” 同上紙, 1991年3月31日。

(注27) “Enviado al congreso con carácter de urgencia: pese a críticas, se tramita el proyecto de reparaciones,” 同上紙, 1991年3月27日。

(注28) “Dijo General Matthei sobre Documento Rettig: informe no puede analizarse sin referirse a crisis del 73,” 同上紙, 1991年3月9日 / “Informe Rettig: carabineros no puede aceptar el prejuizgamiento,” 同上紙, 1991年3月23日 / “Según Ministro de Defensa e Interior: respuesta de carabineros a Informe Rettig es positiva y equilibrada,” 同上紙, 1991年3月24日。空軍のこの態度は、軍部のなかでは空軍が最も親政権的であることと、3月7日に、旧軍事評議会のリー(G. Leigh) 退役空将が、クーデター以後1978年までの空軍による人権侵害の責任はすべて自分にあり、それを負うと宣言したこと、マッテイ(F. Matthei) 将軍が空軍司令官となった1978年7月以降は空軍による人権侵害は委員会報告には全くないこと

によるものと思われる。ただ、4月にグスマン上院議員の暗殺事件が生じた時、陸軍病院に見舞いに駆けつけたマッテイ空将に群衆(保守派)のなかから「裏切り者」という罵声が浴びせかけられたという。また警察も同じく親政権的で「われわれは理解の道を求めなければならない」と述べ、その根拠のひとつとして73名以上の警察官がテロリストたちの手により死亡したことをあげた。“General(R) Gustavo Leigh: soy el único responsable de lo que hizo y no hizo la Fach,” 同上紙, 1991年3月7日 / “General Ormeño e Informe Rettig: no se debe olvidar que hay más de 73 carabineros muertos por terroristas,” 同上紙, 1991年2月24日。

(注29) “Afirma el Ejército de Chile: informe no tiene validez histórica ni jurídica,” “Respuesta de la Armada al Informe de Comisión Rettig,” 同上紙, 1991年3月28日。

(注30) その経緯は Arther, Blanca, “Y el Consejo de Seguridad Nacional va……,” 同上紙, 1991年3月24日 / “Reunion del Consejo de Seguridad,” 同上紙, 1991年3月30日が詳しい。国家安全保障会議は国防を中心とする国家の重要な問題を扱う大統領の諮問機関で、大統領、国防相、内相、外相、蔵相、経済相、会計検査院院長、上院議長、最高裁長官、陸軍・空軍・海軍の各司令官、警察長官、国防次官(軍人)で構成される。

(注31) “Dijo Ministro Correa, sobre Informe Rettig: gobierno considera que el debate llegó a su fin,” 同上紙, 1991年3月29日 / “Sergio Bitar: se ha cerrado el debate con las Fuerzas Armadas,” 同上紙, 1991年4月1日。右派の国民革新(RN)もこれに賛成した。“Allamand apoya posición del gobierno: RN considera en terminar debate por Informe Rettig,” 同上紙, 1991年3月31日。

(注32) “En mensaje de Pascua de Resurrección: Arzobispo de Santiago instó a consolidar la paz social,” 同上紙, 1991年3月31日。

(注33) “Corte Suprema: dedicación a los casos de derechos humanos,” 同上紙, 1991年4月4日。

(注34) “Gobierno envió al congreso proyectos de reforma judicial,” 同上紙, 1991年4月9日。

(注35) 1991年5月25日、サンティアゴ市で開催された「ラテンアメリカ議会人権委員会」(Comisión Interparlamentaria Latinoamericana de Derechos Humanos) に出席したエイルウィン大統領は、その挨

移のなかで、チリの人権侵害糾明問題の経験に触れた後で、「人権侵害問題は正義（裁判）と慎重さを調整しなければならない」として、「ラテンアメリカの幾つかの国々における人権侵害糾明問題の経験は、過去の人権侵害に対する完全な処罰を求める動きは制度的な安定を危険に晒すことを明らかにしている。……そこには過去の事実を処罰することに力点を置くか、民主主義的制度の将来の安定に力点を置くか、を決定するうえでの政治的問題というものがある」と述べた。“Aylwin y derechos humanos: tenemos que conjugar justicia y prudencia,” 同上紙, 1991年5月26日。この発言は、特にアルゼンチンのケースやチリの1990年12月の「クーデター準備的騒ぎ」を念頭に置いたものであろうと推測されるが、新政権の人権侵害問題に関する基本的配慮の一端がどこにあったかを物語っている。

## おわりに

以上、他のラテンアメリカ諸国の経験を参照しながら、チリの文民政権最初の1年間における民軍関係の展開を文民統制問題と人権侵害糾明問題に絞って見てきた。最後に、このチリの民政化と民軍関係の展開について、やや広い視野から暫定的なまとめを行っておきたい。暫定的と言うのは、新政権がめざす民軍関係の民主化ははまだ終結していないからである。

まず、「1980年代ラテンアメリカの民政化」以後、最近までのラテンアメリカ諸国、特に南部諸国の「支配的な」政治的変化・傾向を見ておきたい。

周知のように、1989年は主としてヨーロッパで第2次大戦後の冷戦体制が終結した年であった。他方、多くのラテンアメリカ諸国にとって、1989年を挟む数年は何よりも選挙のそれであった（第5表）。日本のような議院内閣制とは異なって、ほとんどの国々が、政治制度として任期を5～6年

と固定した大統領制を採っているため、その期間に政変がないかぎり、周期的に選挙（大統領選、上院・下院の半数の改選など）が行なわれるからである。周知のように、これらの選挙の中で最もドラマチックな結果として迎えられたのは、パナマ、ニカラグア、ペルー、チリのケースであった。

1980年代初頭にそれまでの長期抑圧的軍政から民政化した（第1次「文民政権」）諸国、特に南部諸国においては、選挙が行なわれたということは、民政が定着したことを示すと同時に、軍政以後第2次「文民政権」が誕生したことを意味していた（ペルーのケースは第3次）。チリは例外で、1988年10月の国民投票でピノチェー将軍が敗北し、民政化が実現されることが確定、そして89年12月の総選挙でエイルウィン「第1次」現文民政権の成立が確定した。これをもって南部諸国では1980年代民政化の過程が完了したと言いうる。

そしてこれらの選挙の結果、およびその後の過程の特徴であるが、軍政以後第1次「文民政権」を担ったのが所得再分配を基調とする中道左派寄りの（＝ポピュリスト的）諸政権であり、例外はあるが、それらは野党に敗れ、民間・外資部門主導、市場重視、経済引き締めを基調とする中道右派的な諸政権（および政策）に取って代わられたことである。この政権（政策）交代が起きた理由はきわめて簡単で、第1次「文民政権」が1980年代初頭以来継続している深刻な慢性的経済危機（巨額の累積債務、経済の停滞、高失業率、ハイパー・インフレなど）を克服し得なかったばかりか、アルゼンチン、ブラジルなどに典型的に見られたようにその末期にはかえって状況を悪化させ、外国・国際機関からの援助は期待し得ない状況下で、政策の変更を期待する選挙民にとっては、野党の中道右派に票を投ずる以外に選択肢は存在しなかったからに他ならな

第5表 ラテンアメリカ各国の選挙(1988~90年)

国	日 程	内 容	結 果
メキシコ	1988年7月6日	大統領選	M・デラマドリー(制度的革命党)→C・サリーナス(同)
ベネズエラ	1988年12月4日	大統領選	J・ルシンチ(民主行動党)→C・A・ペレス(同)
エルサルバドル	1989年3月19日	大統領選	N・ドゥアルテ(キリスト教民主党)→A・クリスティアーニ(民族主義共和同盟)
パラグアイ	1989年5月1日	大統領選	2月2日にクーデターでA・ストロエスネル大統領を追放したA・ロドリゲス当選
パナマ	1989年5月7日	大統領・副大統領・議会選 無効	12月24日米軍侵攻。G・エンダーラ政権を擁立
ボリビア	1989年5月7日	大統領・議会選 3名の候補者から議会議長が選出	V・P・エステンソーロ(革命的民族運動)→J・P・サモラ(革命的左翼運動)
アルゼンチン	1989年5月14日	大統領・副大統領選 下院半数, 上院1/3改選 1983年民政化	R・アルフォンシン(急進党)→C・メナム(ペロン党)
ウルグアイ	1989年11月7日	大統領・副大統領・議会選 1984年民政化	J・M・サンギネットイ(コロラド党)→L・E・ラカージェ(ブランコ党)
ブラジル	1989年11月15日	大統領選 12月17日第2次選挙 1985年民政化	サルネイ(ブラジル民主労働党)→コロール(国家再建党)
ホンジュラス	1989年11月26日	大統領・議会・地方選	
チリ	1989年12月14日	大統領・議会選 1973年クーデター以来最初	A・ピノチェー(軍事政権)→P・エイルウィン(民主主義政連合)
ベリーセ	1989年12月	下院28議員改選——首相	
コスタリカ	1990年2月4日	大統領選	O・アリアス(民族解放党)→R・A・カルデロン(キリスト教社会同盟)
ニカラグア	1990年2月25日	大統領選	D・オルテガ(サンディニスタ民族解放戦線)→V・チャモーロ(反体制国民連合)
ペルー	1990年4月8日	大統領選	A・ガルシア(アブラ党)→A・フジモリ(カンビオ90)
コロンビア	1990年5月27日	大統領選	バルコ(自由党)→ガビリア(新自由党)

(出所) 筆者作成。

い。ただし、視野をやや広げて言えば、中道右派が勝利しなかったペルー、アルゼンチン、そして民政の国メキシコなどの例では、中道左派的と思われていた政党(カンビオ90, ペロニスト党, 制度的革命党)が、特にインフレ克服などのために、中道右派的な政策の採用に踏み切った。すなわち、1989年を挟む選挙では、総じて経済問題を軸に政権に変化が生じ、また経済問題で政策の転換という調整が生じたのである。すなわち、歴史的な流れで言えば、軍政以後の政権政党(および政策)の潮流は中

道左派(的性格)から中道右派(的性格)へ動いたことになる。ただし、これらの新しい中道右派の「文民政権」および「政策」が現在の経済危機を克服しうるかどうかはまた別問題であることは言うまでもない。

以上のことを、視点を変えて、南部諸国をその典型例として、あえてラテンアメリカ諸国の現代政治史の支配的な大きな流れという視点から、一般化し整理してみよう。(1)第2次世界大戦以後の東西冷戦構造(プラス米国覇権主義=モンロー主義)

のもとでの、1959年の「キューバ革命」以降60年代の「革命」と「改良」、「経済ナショナリズム」の時代、(2) 70年代の「国家の安全保障（反共産主義）と開発」を掲げた「抑圧的軍事政権」（＝権威主義的支配体制）、すなわち「反動」の時代、(3) 80年代の「経済危機」、「民政化」、「中道左派政権」の時代、(4) 90年代の「民政の定着」、「経済危機の継続」、「中道右派の政権・政策」、そして先行き「不安定」、「不確実」の時代。

この過程での大きな政治潮流の変化のひとつは、かつて、武装革命を主張し実践した1960年代以来の革命的左翼勢力と、社会主義をめざしていた左翼勢力全体の地盤沈下が生じたことであった。すなわち、革命的左翼について言えば、「現在の社会主義キューバ」や、「中米諸国・コロンビア・ペルーなどの左翼のゲリラ運動」を除けばラテンアメリカ諸国、特に南部諸国では、内部的な「冷戦構造」が「革命的左翼勢力対右派軍事政権」という形で頂点に達した1970年代に軍事政権側の圧倒的な軍事力・組織により「無法な形で」物理的に弾圧・殲滅され、80年代半ば頃までにはイデオロギー的にも実質的な力を失ってしまったのであった。このため革命的左翼の一部は社会民主主義化するか、文民政権のもとで平和的な政治勢力に転換した。これに1980年代末のソビエト主導のいわゆる「ペレストロイカ」が追い討ちをかけたのであった。南部諸国での軍事政権による大規模な「人権侵害」の歴史的・政治的意味は、実は、冷戦構造が貫徹する過程における革命的左翼勢力の事実上の最終的な物理的壊滅・敗北である。

すなわち、武装革命勢力は1970年代から80年代にかけて衰退し、そして社会主義イデオロギー自体が力を失ったのである。これは革命的左翼だけではなく、旧来の左翼勢力全体に大きな影響を与

え、その地盤沈下をもたらした。このことは多くのラテンアメリカ諸国では、キューバ革命以来大陸的な規模で貫徹していた冷戦構造が、1980年代半ば頃までに革命的左翼の敗退という形で実質的に終結していたことを意味しており、いわゆる「1980年代ラテンアメリカの民政化」が「反共産主義」の軍部主導のもとで行なわれた(軍部が自ら政権を譲った)最大の要因であった。すなわち、軍部は、特に南部諸国では、経済を悪化させたことや人権侵害で国民の反発を招き、その正当性を失ったということもあったが、「反共産主義」という最大の目的が達成されたために、長期に維持していた政権をさらに継続して維持する理由がなくなったのである。ただし、軍部は政権維持期間中の人権侵害を問わせない形にし、かつ政治過程への一定の介入の余地を残して「撤退」した。

それはまた第1次「文民政権」が改良主義的な中道左派政権であった理由でもあった。というのは、政治的に左派・中道・右派勢力に分かれていた政治諸潮流のなかで、左派が弱体化し、軍事政権の経済政策が中道右派寄りとなり、それが経済危機（いわゆる1980年代初頭からの経済危機）をもたらしたために、国民はその反動として主要な野党勢力であった中道左派に投票したからである。

そこで次に問題となるのは、軍政から民政に転換した1980年代以後の「文民政権」の歴史的な位置づけである。すなわち、普通、1980年代の「ラテンアメリカの民主化」と言われるものは、歴史的に第2次大戦以後「3回目の民主化の波」にあたっている。ラテンアメリカ諸国の1970年代の長期の抑圧的軍事政権はそれまでの軍事政権とは異なる新しい型の軍事政権（＝権威主義的支配体制）であったが、軍部主導で80年代以後定着した「文民政権」は、はたして、ラテンアメリカ諸国にこ

れまでにおいて特徴的な「周期的に生起する民主化運動政権」なのか、あるいは「新しい型の文民政権」であるのか、ということである。

民政化直後の南部諸国を分析したステパンの著書(堀坂浩太郎訳『ポスト権威主義——ラテンアメリカ・スペインの民主化と軍部——』同文館 1989年)によれば、「支配的な特徴として」、文民政権下で軍部は、軍政期以来の首脳・階層秩序が温存され(首脳の更迭・軍部の再編はなされなかった、という意味。ただし、アルゼンチンを除く)、かつ政治過程への介入、拒否権、さまざまな特権を依然として有しており、また陰に陽に軍部はその強大な政治力を保持しているために、軍部は政治からは完全には撤退しておらず、それゆえ「文民統制」は完全には確立していない。また人権尊重を徹底させるために必要であった「人権侵害糾明問題」でも、アルゼンチンを除き、恩赦という形で軍部は基本的に「免罪」を勝ち取った。こうした事実を踏まえてステパンは、民主主義の将来に一定の危惧を表明している。すなわち南部諸国は「民政化」はしたが、いまだ「民主化」は完全ではない。強いて言えば、「制限的民主主義」もしくは「半民主主義」の状態にあると指摘している。政権の性格ではなく、主として「文民統制」、「人権尊重」の視点から見た規定である。

長期・歴史的にはラテンアメリカ諸国では「文民統制」は確立してこなかったが、軍部の政治介入を積極的に容認するような「文民政権」は存在しなかった。そうだとすれば、これは新しい型の「文民政権」であり、これらの政権のもとでは、左翼勢力は衰退しており、政権獲得という出番はありえない。また軍部・警察は力を持っているうえに、制度的に政治過程に介入しうるのであるから、文民政権のもとで非常事態が発令されての局

地的な治安出動という形での出番はあっても、軍部・警察主導のクーデターや長期軍政の再来は、ラテンアメリカ諸国、特に南部諸国では今後、近い将来には、ありえないということになる。

1980年代以後のラテンアメリカ諸国の「文民政権」についての研究においては、これまで、その「民主性」について問われたことはあまりなく、「文民政権」になったことで「民主性」は前提とされ、その政治的安定という観点から主として深刻な経済問題のあり方に絞って議論されてきた。このためステパンの主張は、これとは異なった政治学の立場からの大きな問題提起であり、今後のラテンアメリカ南部諸国の政治の動きを見るうえで見逃せない論点であると言える。

ステパンが指摘しているこの点について筆者は異論はないが、チリ以外の南部諸国においては、人権侵害糾明問題は、軍部・軍人の責任を問わないことですのでほぼ「決着している」こと、また軍部による政権掌握という事態は近い将来には想定しにくいことなどから、今後の民軍関係はなし崩しに「文民統制」が整っていくこととも思われる。

さて、本稿で見たことと、以上のことを前提として、チリの民政化と民軍関係の展開について、暫定的なまとめを行なっておく。

南部諸国の民政化と民軍関係においては、その民主化という点では、最も徹底した政策を取ったアルゼンチンと、ほとんど問題ともならなかったブラジルとを両極端として、かなりの違いがあったことが了解されるとともに、特に人権侵害糾明問題の処理方式という点では、共通した点もあったことが分かった。しかし、そこで注目される最も大きな特徴は、アルゼンチンの例も含めて言えることであるが、軍部(および警察)の力の強大さ

である。長期抑圧的軍事政権の登場とその「撤退」において、制度としての軍部（および警察）は一致して登場し、一致して「撤退」し、その過程で軍内部に深刻な分裂や亀裂がほとんど存在しなかった。要するに、軍部の団結は堅かったのであり、これが軍部がいまだにきわめて政治的に強大である最大の理由であろう。その中でもチリのケースが軍部・警察の力が最も強大であったし、また現在依然として強大であることが分かる。

すなわち、チリでは、その民政化に際し、軍部・警察の力が強大であったために、反軍政民主化運動において「対決型」の運動が挫折し、1986年以降、反軍政勢力は軍部・警察との「話し合い」で「民主化」していく方針に転換し、80年憲法に対する扱いでも妥協し、軍部・警察が許容する枠内で、政権を獲得するという道を選んだ。この1980年憲法は89年7月に部分的に修正されたとはいえ、それはピノチュー将軍・軍部・警察・保守勢力の同意を経てなされたものであった。現在のエイルウィン政権は、この軍部・警察が許容する範囲で政局を運営している。この「民軍共同統治体制」ともいうべき状況を、チリの過激派の中には「第2次ピノチュー体制」と呼び、「エイルウィン政権はピノチュー体制の管理者にすぎない」としている向きもある（「マヌエル・ロドリゲス愛国戦線」）。

そして、本稿で見たように、新政権下において、その当初の政権構想における方針に即して判断すれば、文民統制問題においていまだ完全ではなく、また人権侵害糾明問題においても、事実を明らかにし、犠牲者家族に補償を行なうという点では前進はあったものの、国民和解・政権の安定のために（他の言い方では、軍部・警察の脅威に屈し）、人権侵害に関する法概念で妥協し、恩赦法の廃止

を諦め、責任者の裁判という点でも妥協した。「現実的に」決着をつけたのであると云う。

政治における「現実的な」処理を良しとする、あるいは他に方法がなかった、という立場に立てば、本稿で見たように、現実的に処理したゆえに政治犯の特赦も実現したのであるから、人権侵害問題においても最大の難関・峠はようやく越えた段階にあると云うるのである。そして、文民統制・人権侵害糾明問題の双方とも未完の状態にあるが、文民政権は成立していまだ1年であり、任期を後3年残しているが、1年間の政治的な側面での成果には大きなものがあったと見てよいであろう。

そして現在、1991年4月以降は新政権は、文民統制問題を含めた政治制度上の改革と人権侵害を防ぎえなかったことが契機となった司法権力の改革をめざして、「1980年修正憲法」の改正作業に乗り出した。通常の裁判所での人権侵害の裁判もこれからである。特に司法改革の問題は、他の南部諸国の民政化においては全く行なわれなかっただけに、その成り行きが注目される。

こうした情勢のもとで、現在チリの政治で大きな問題として昨年来登場してきているのが、社会的犯罪の増加と政治的テロリズムの問題である。特に政治的テロリズムについては、4月初めの独立民主同盟のグスマン上院議員の暗殺後、政府に対する批判が高まり、政府はこれに対処するため、「公共治安評議会」を内務省に新設し、軍部の「情報機関」との協力の道を開くかどうか大きな関心の的となっているのが現状である。これらの問題の今後の展開を注視しなければならない所以である。

（アジア経済研究所地域研究部）

【付記】 本稿は1990年度個人研究「チリにおける政治的民主化過程と軍民関係」の成果である。